

伊勢原市ペットボトル中間処理業務 仕様書

1 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い実施するものとする。なお、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、伊勢原市（以下「発注者」という。）と協議のうえ、これを定めるものとする。本仕様書に定めたものでも、業務効率を高める場合もしくは受注者発注者共に有利になる場合、発注者と協議調整のうえ仕様書を変更することができる。

2 業務の目的

伊勢原市ごみ処理基本計画に基づき、市内の家庭から排出されたペットボトルの中間処理を円滑かつ正確に履行し、生活環境の保全及び再生利用の促進を図ることを目的とする。

3 事業の概要

本業務は、本市資源収集運搬事業者がペットボトルを資源リサイクルセンター（住所：下糟屋 1280-1。以下「指定保管施設」という。）へ収集運搬した後の業務であり、指定保管施設で保管しているペットボトルを、受注者が所有する中間処施設へ搬入し、選別・圧縮・梱包を行い、圧縮・梱包しベール化したペットボトル（以下「ベール品」という。）を発注者の指定保管施設へ搬出後、公益社団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「指定法人」という。）と再商品化の委託契約を締結した事業者（以下「再商品化事業者」という。）へ適切に引渡す業務を委託するものである。なお、これらの業務遂行に際し、指定法人が定める規定がある場合は当該規定に従うこと。

4 関係法令の遵守

受注者は、この業務の実施にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）、その他関係法令を遵守し、かつ発注者の指示に従い適正に業務を遂行すること。

5 業務履行場所

本業務を履行する場所は、受注者の使用権原を有する施設内とし、処理能力5トン／日以上の場合、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けた施設とする。また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例第3条第1項（平成9年神奈川県条例第35号）による設置の許可を受けている施設とする。

6 業務委託期間

令和7年4月1日から令和17年3月31日まで。

7 支払い条件

- (1) 発注者が受注者の適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 月額払いとする。

8 ペットボトルの中間処理について

(1) 指定保管施設から履行場所への搬入・保管

- ①指定保管施設に保管したペットボトルは、砂塵、土砂、風雨などにより汚れが付着しないよう、原則として、収集した当日中に履行場所へ搬入すること。
- ②搬入量について、業務報告書に記載すること。
- ③指定保管施設からペットボトルを積み込む日時は、祝日を含む月曜日～金曜日（毎月29日～31日及び1月1日、2日を除く）の資源収集運搬事業者がペットボトルを搬入後、午後5時までの間とする。なお、搬入時間等に関する連絡調整は、受注者及び資源収集運搬事業者と行うものとする。
- ④指定保管施設で保管しているペットボトルは、受注者の責任により積み込みを行う。積み込む際のフォークリフト等は資源リサイクルセンター運転管理業務受注者（施設管理者）所有のフォークリフト等を使用し、施設管理者の指示により使用できるものとする。なお、当該業務時に発生した事故等について、受注者と施設管理者間の責任において解決すること。
- ⑤やむを得ない事情が発生し、収集したペットボトルを当日中に履行場所へ搬入が困難な場合は、事前に発注者と協議を行うこと。
- ⑥履行場所へ搬入したペットボトルは、砂塵、土砂、風雨などによる汚れが付着しないよう保管し、周辺的生活環境に影響しないよう、飛散、流出及び浸透する恐れのない施設とすること。さらに、引火、火災、爆発事故などの未然防止に努めること。

(2) 破袋・選別業務

- ①破袋機等で袋を破り、指定法人が規定する基準に適合しない異物を取り除くこと。
- ②取り除かれた分別基準不適合物及び禁忌品（電池類等）は、発注者の指示に従い分類し保管すること。

(3) 圧縮・梱包業務

- ①指定法人が実施するベール品質調査において「汚れ、破袋度、容器包装比率判定ランク」、「禁忌品判定ランク」のAランク判定にし、業務精度を高めるよう努めること。
- ②選別したペットボトルを、指定法人が提示する「市町村からの引き取り品質ガイドライン」のベール寸法及び重量等の内容と適合するよう圧縮・梱包すること。
- ③指定法人が実施する品質調査において、Aランク判定を下回った場合、発注者は受注者に対し、原因分析、課題抽出、改善策の策定等必要な改善措置を講じるよう勧告できるものとする。
受注者は、発注者から勧告を受けた場合は、直ちに改善措置を講じるとともに、その結果について書面で報告しなければならない。なお、改善措置を講じる際に生じた各種経費は受注者の負担とする。
- ④結束材はPP又はPETバンドで結束すること。
- ⑤運搬や移動作業中に荷崩れがないようしっかりと結束すること。
- ⑥再商品化事業者の再生工場にて解体が容易であること。
- ⑦中間処理施設から指定保管施設までのベール品の搬出の際はパレットを使用することとし、パレットは再商品化事業者から貸与されるものを使用すること。貸与場所は指定保管施設となるため、都度履行場所へ運搬すること。パレット運搬の日時及びパレットの数量は施設管理者と調整のうえ決定すること。

(4) ベール品の一時保管・指定保管施設への運搬

- ①ベール品は受注者の施設にて一時保管し、発注者の指定保管施設へ運搬すること。
- ②運搬の日時は施設管理者と調整のうえ決定すること。
※再商品化事業者へは原則として週1回、16パレット分（約5～6トン）を引き渡すため、遅滞なく必要数量を処理できる体制をとること。
※やむを得ない事情によりベール品を運搬できない場合は、速やかに施設管理者へ連絡すること。
- ③指定保管施設では、施設管理者所有のフォークリフト等を使用し、施設管理者の指示する場所にベール品を搬入すること。なお、当該業務時に発生した事故等について、受注者と施設管理者間の責任において解決すること。
- ④ベール品の搬出量、分別基準不適合物量について、業務報告書に記載すること。

(5) 分別基準不適合物等の運搬

- ①分別基準不適合物及び禁忌品は、受注者の施設で保管後、一定量が溜まったら指定する施設へ運搬すること。運搬方法は、発注者と事前協議することとし、搬入に必要なかご等は受注者が用意すること。
- ②搬入日時は、発注者の指示に従い搬入すること。

(6) その他

- ①上記業務内容のうち、指定保管施設内で業務を行う際は、同施設の規則や発注者及び施設管理者の指示を遵守すること。
- ②運搬時は、道路交通法を遵守のうえ、運搬時の交通事故及び運搬物の飛散防止に努めること。
- ③受注者は、臭気等で近隣に不快感を与えないように努めること。
- ④令和6年9月末までに、ベール寸法、ベールの見込み重量等を報告すること。また、故障・保守点検等により中間処理を別施設で行う場合の別施設に関する資料、ベール寸法及びベールの見込み重量を報告すること。
翌年度のベール寸法及びベールの見込み重量、別施設に関する資料等に変更がある際は、毎年度9月末までに発注者へ報告すること。また、報告事項にやむを得ない事情が生じ、年度内に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告すること。

9 運搬車両

- (1) 受注者は、ペットボトルを指定保管施設から履行場所へ運搬する車両及びベール品を指定保管施設へ運搬する車両を確保し、発注者が定める運搬車両届及び運搬作業従事者届を提出すること。車両の仕様等は次のとおりとする。
 - ①指定保管施設から履行場所へ運搬する車両は、パッカー車又はダンプ車を基本とし、車両からペットボトルが落下、飛散等しない構造のものを使用すること。
 - ②ベール品を指定保管施設へ運搬する車両は、ダンプ車やウイング車等を使用し、ペットボトルが落下、飛散等しない構造のものを使用すること。
 - ③車両は排出ガス規制に適合している低公害車等の環境に配慮した車両を使用すること。
 - ④車両には市の委託業務車両であることを市民へ周知するため、車両の前後左右の最低2箇所以上に社名及び「伊勢原市ペットボトル運搬委託車両」の表示を入れること。
 - ⑤車両は、常に清潔を保ち、整備点検等を必ず実施すること。また、車両にかかる燃料費、維持費、保険等は受注者が負担すること。

(2) 運搬中の業務にあたって、次に掲げる事項は禁止する。

- ①過積載
- ②運搬作業中の喫煙
- ③発注者の指定保管施設及び受注者の営業所等以外での休息
- ④緊急時を除く携帯電話・スマートフォン等の使用

1 0 業務従事者

(1) 受注者は、業務の履行にあたり業務に支障をきたすことのないよう業務従事者を確保すること。業務従事者の中から統括責任者を選任し、発注者に届け出なければならない。なお、統括責任者は正社員であって、業務の内容に精通した者で、業務の目的、内容等を十分に理解し、職務を履行するとともに、従業員指揮及び監督並びに事故防止に努めなければならない。

(2) 受注者は、業務を把握し、業務担当者を適材適所に配置すること。

(3) 作業にあっては、必要な資格を取得し、必ず有資格者があたること。

(4) 発注者は、受注者の業務担当者が業務履行上著しく不適格と認められた場合には、その理由を明示し、改善を求めることができる。この場合、受注者は遅滞なく業務に支障のないよう適切な処置をとらなければならない。

1 1 中間処理設備等の確保

(1) 本業務に必要な資機材等の調達を受注者が適正に行うこと。なお、これら一切の経費は、受注者の負担とする。

(2) 別紙1の過年度のペットボトル搬入量を参考に処理可能な体制を構築すること。資機材に不具合等が生じるなど、受注者の施設で中間処理を行うことができない場合は、発注者へ速やかに報告をするとともに、再商品化事業者への引き渡しに支障がないよう受注者の責任において、分別基準適合物とすること。

(3) 中間処理施設等は、廃掃法その他関係法令の規定に従い適切に維持管理、保守等を行うこと。

1 2 委託業務実施に関する仕様

(1) 業務計画

受注者は、次の事項について業務計画書を作成し、発注者へ提出すること。下記事項に変更がある場合は、受注者はその都度速やかに発注者へ報告すること。

- ①統括責任者・従事者名簿、資格等一覧（任意書式）
- ②賃金内訳書（任意書式）
- ③業務分担、業務方法、業務内容に関する事（任意書式）
- ④故障、緊急時の対応、体制に関する事（任意書式）

(2) 作業計画

受注者は、次の事項について作業計画書を作成し、毎年度4月10日までに発注者へ提出すること。

- ①年間業務計画表（任意書式）
- ②作業内容、作業手順、作業範囲に関すること（任意書式）
- ③その他安全衛生に関すること（任意書式）

(3) 発注者への報告等

受注者は、次の事項について業務報告書を作成し、毎月分を翌月5日までに発注者へ提出すること。

- ①業務実績報告書【日報】（所定書式）
- ②業務完了報告書【月報】（所定書式）
- ③その他業務実施上必要なもので、発注者の指示するもの

また、年度ごとの業務委託完了届を伊勢原市契約規則の書式により作成し、翌年度4月5日までに発注者へ提出すること。

1 3 安全管理

- (1) 受注者は、労働安全衛生法並びに関係法令を遵守し、公衆及び業務担当者の安全を図ること。
- (2) 受注者は、業務上危険が伴う作業について、業務担当者に対して常に労働安全の指導と意識の向上を図り、事故の防止に努めること。
- (3) 受注者は、火災や事故を未然に防ぐため必要な措置を講じること。
- (4) 受注者は、業務実施に当たり事故等の災害が発生し、また、発生するおそれがあるときは、応急措置を講じ、その状況を速やかに報告しなければならない。
- (5) 運搬作業中の事故（交通事故含む）については、受注者が全責任をもって対応し、解決を図ること。また、発注者へ速やかに報告すること。
- (6) 業務の性質上、業務担当者の身体、衣服等が不衛生になるため、保衛衛生面の管理を充分に行うこと。また、粉塵や怪我を防止するために、マスク、手袋及び安全靴を着用し、必要に応じてヘルメット等を着用すること。

1 4 損害賠償

受注者は、故意又は過失により発生した火災、盗難、破損によって発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任においてその損害を賠償しなければならない。受注者が施設を故意又は過失により休止し、適正なごみ処理に支障をきたした場合は、受注者がその処理を行うこと。ただし、天災その他やむを得ないと発注者が認めた場合はその限りではない。

1.5 市施策への協力

受注者は、伊勢原市のごみ減量化施策に協力するとともに、地域貢献や社会貢献に努めること。また、伊勢原市がごみ減量化モデル事業を実施する場合は、積極的に協力すること。

1.6 社員研修

受注者は、契約締結後から中間処理の研修を受注者の負担で行い、令和7年4月1日から適正に業務を開始できるようにすること。また、受注者は業務従事者に対して業務に必要な接遇、知識等の研修を十分に行い、常に支障なく業務が遂行できるようにすること。

1.7 注意事項

- (1) 受注者は、廃掃法、その他関係法令の規定を遵守しなければならない。
- (2) 指定保管施設の業務に支障をきたさないよう、発注者及び施設管理者と協議のうえ厳正に遂行すること。
- (3) ベール品の搬出にあたっては、最良の経路を選定し、遅滞なく業務を行うとともに、第三者に搬出物の飛散等による迷惑を掛けぬよう細心の注意を払うこと。
- (4) 受注者は、契約期間終了の際は、次期受注者に対し、発注者の指示に基づき速やかに業務の引継ぎを行うこと。受注者の変更に伴いペットボトルの中間処理が滞らないようにすること。引継ぎは、次期受注者を受け入れ、基本的にOJT(On the Job Training)で行うこと。また、発注者又は次期受注者から資料等の請求があった場合若しくは業務内容や個別の案件等の確認を求められた場合には、誠実に対応すること。
- (5) 発注者は、ごみ処理基本計画、施設の改変等やむを得ない状況で本業務の内容を変更するときは受注者と協議する。
- (6) 受注者は本業務を第三者に委託してはならない。
- (7) 受注者は業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、各年度の予算の範囲内において、受注者は契約の変更をすることなく、業務代金相当額を加減して支払うものとする。
- (9) 発注者又は受注者は、契約期間内において、日本国内における賃金水準の変動により契約代金額が不当となったと認められる場合は、令和12年4月1日から令和17年3月31日までの人件費に係る委託料について協議を可能とする。なお、協議可能な人件費は、直接業務従事者に支払われる直接人件費のことを言い、物品費、業務管理費、一般管理費等は含めない。協議の申し出は令和11年10月末日までに行うこと。また、本委託業務における賃金水準は、統括責任者は、労務単価の保全技師Ⅱ、その他従業員は、神奈川県最低賃金を基に協議し、契約終結時と協議申し出時を比較した変動率を乗じた値を上限とし、協議を行うものとする。

なお、この契約については、令和12年度予算の議決を条件として成立する。

18 疑義の解釈

仕様書に定める事項について疑義を生じた場合の解釈及び業務履行の細目については、発注者と受注者の双方で協議のうえ発注者の指示に従うものとする。また、仕様書に定めていない事項について業務履行の必要が生じた場合も、発注者と受注者の双方で協議のうえ発注者の指示に従うものとする。

別紙 1

1 資源リサイクルセンターにおけるペットボトルの搬入・引渡し量

単位：トン

品目		令和2年	令和3年	令和4年
ペットボトル	搬入量	324	331	335
	引渡し量	299	317	294

2 令和4年度実績

令和4年度実績では、1週間の平均搬入量は、7.0トン。1週間の最大搬入量は10.1トンで、最小搬入量は5.4トンである。また、各曜日における平均搬入量は以下のとおりを示す。過去の実績のため、今後の搬入量を保証するものではない。

単位：kg

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
平均搬入量	1,337	1,508	1,422	1,525	1,261